私道の寄附受納基準

１．趣　旨

私道の寄附受納基準に関して、必要な事項を定める。

２．寄附受納基準

私道の寄附受納について、次の各号のいずれにも該当する場合、受理することができる。

①　起終点が、それぞれ公道または公共施設に接続していること。

②　建築基準法の道路に該当し、一般通行の用に供されていること。

③　道路が舗装され、原則として幅員が４ｍ以上で排水機能があること。

④　道路の舗装や側溝等の構造物について、今後の維持管理に支障をきたす可能性がある場合は、事前修繕を行うこと。

⑤　道路内に公益上必要なもの以外の、管理上支障となる占用物件がないこと。

⑥　道路敷地の所有者全員が寄附について承諾していること。

⑦　道路敷地の分筆登記が完了していること。

⑧　道路敷地の所有権以外の権利が設定されていないこと。

⑨　道路敷地の所有権について、相続登記が完了していること。

⑩　道路としての用途以外の、特定の目的に使用されるものでないこと。

３．事前協議

当該申請者は申請に先立ち、道路管理課と事前協議するとともに、寄付道路の沿線住民への同意を得ること。

付　則

この基準は、令和３年６月 18 日から施行する。
この基準は、令和６年４月１日から施行する。